

東京都公報

発行
東京都

目次

告示

- 東京都化学物質適正管理指針の一部改正……………一
（環境局環境改善部化学物質対策課）……………一
- 土壤汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定……………（同）……………一
- 土壤汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定解除……………（同）……………三
- 国民健康保険組合規約の一部変更認可……………四
（福祉保健局保健政策部国民健康保険課）……………四
- 政治団体の届出……………四
- 政治団体の届出事項の異動の届出……………五
- 政治団体の解散の届出……………七
- 資金管理団体の指定の届出……………〇
- 資金管理団体の届出事項の異動の届出……………〇
- 資金管理団体の取消しの届出……………一
- 政治団体の届出……………三
- 政治団体の届出事項の異動の届出……………四
- 政治団体の解散の届出……………五
- 資金管理団体の指定の届出……………六

- 資金管理団体の届出事項の異動の届出……………七
- 資金管理団体の取消しの届出……………八
- 開発行為に関する工事完了……………一〇
（都市整備局多摩建築指導事務所開発指導第一課）……………一〇
- 大規模小売店舗立地法に基づく意見の概要……………一六
（産業労働局商工部地域産業振興課）……………一六

正誤

○令和元年九月六日付東京都公告……………一〇

告示

●東京都告示第三百七十四号

平成十三年東京都告示第千八百八十一号（東京都化学物質適正管理指針の策定）の一部を次のように改正する。

令和二年十一月四日

東京都知事 小池百合子

三四ア中(ウ)を(ロ)とし、(キ)を(ク)とし、同ア(カ)中「貴重」の次に「及び流失」を加え、同(カ)を同ア(ク)とし、同ア(ウ)中「及び落下」と「、落下及び流失」に改め、「等により」の次に「内含有物である化学物質の」を加え、同(ウ)を同ア(キ)とし、同ア中(ア)から(エ)まです(ウ)から(カ)まですとし、同アの次に(ア)及び(イ)として次のように加える。

(フ) 事業所の所在地が属する地域のハンダーマップ（水防法施行規則（平成十二年建設省令第四十四号）第十一条第一号の規定により区市町村の長が提供する図面をいう。）その他の災害想定区域図を参照し、浸水、土砂流入等の被害想定を確認する。

(イ) (フ)により確認した被害想定に応じて、事業所内への浸水防止や化学物質の流出防止について必要な対策を実施するとともに、浸水、土砂流入、強風等（以下「水害等」という。）に耐える設備等の整備に努める。

三四イ中「防止する」の次に「とともに、地震・水害等による被害を回避し、又は低減する」を、同イ(ウ)の次に次のように加える。

(キ) 平時、水害等の発災直前及び発災直後並びに事故処理時の対応を時系列に沿って整理した防災行動計画（水害等による被害に備え、減災の観点から、(フ)から(カ)までの事項を踏まえて作成する。）三四ウ中「表示する」の次に「とともに、タンク又は容器に内含有物である化学物質の名称及び有害性を表示する」を加える。

附則

この告示は、令和三年四月一日から施行する。

●東京都告示第三百七十五号

土壤汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしななければならない区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）を指定するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

令和二年十一月四日

東京都知事 小池百合子

一 形質変更時要届出区域 別図のとおり（大田区東糀谷

六丁目地内)

二 土壤汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号。以下「規則」という。)第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類 ふっ素及びその化合物

三 規則第三十一条第二項の基準に適合していない特定有害物質の種類 鉛及びその化合物

別図

格子の回転角度 (85度0分0秒)

格子の回転角度は、支点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、支点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

地点AからZの座標は以下のとおり

地点	X	Y
A	-7730	-49231
B	-7733	-49354
C	-7741	-49353
D	-7668	-49300
E	-7671	-49280
F	-7673	-49271
G	-7676	-49251
H	-7678	-49241
I	-7679	-49231
J	-7630	-49228
K	-7614	-49228
L	-7614	-49230
M	-7590	-49226
N	-7590	-49227
O	-7589	-49227
P	-7585	-49232
Q	-7564	-49252
R	-7564	-49262
S	-7595	-49278
T	-7610	-49286
U	-7529	-49295
V	-7572	-49210
W	-7574	-49210
X	-7574	-49205
Y	-7575	-49205
Z	-7576	-49194
AA	-7575	-49188
AB	-7569	-49188
AC	-7569	-49192

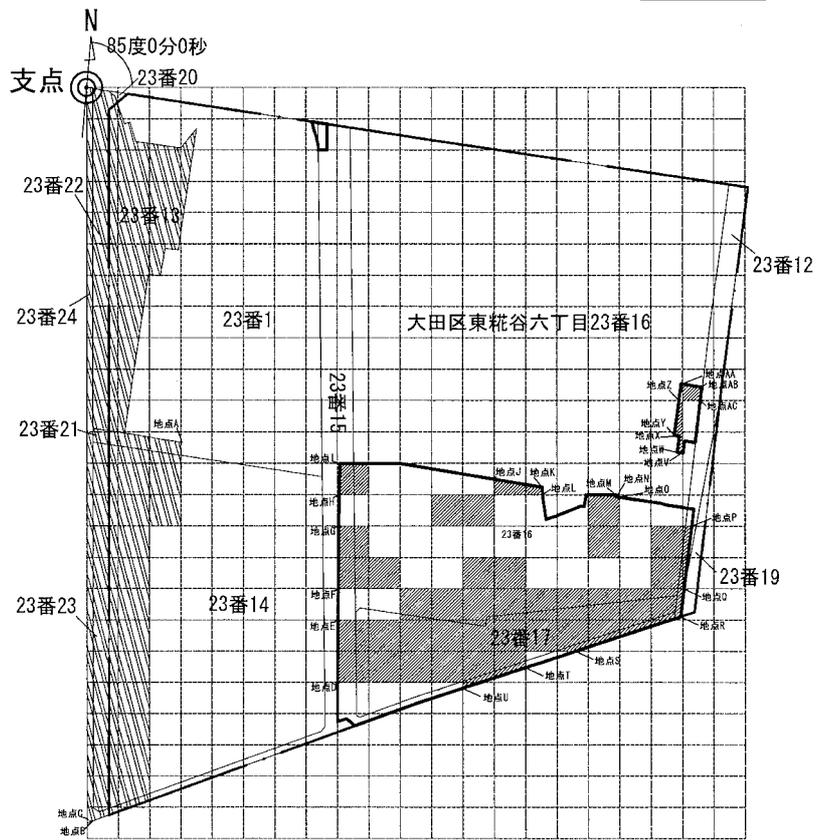
※地点A、B、Cは平成29年東京都告示第882号により指定した区域の地点
 ※座標は測量法及び水路業務法の一部を改正する法律(平成13年法律第53号)附則第2条の規定により世界測地系座標計算によって作成した。

支点

支点は大田区東糀谷六丁目23番24の最北端とする。

凡例

- 単位区画
- 筆境界
- 調査範囲
- 事業敷地
- ▨ 形質変更所要届出区域
(この届出により指定する区域)
- ▩ 形質変更所要届出区域
(平成29年東京都告示第882号により指定した区域)



●東京都告示第千三百七十六号

土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第二項の規定により、令和二年東京都告示第八百四十五号により指定した区域の全部の指定を解除するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

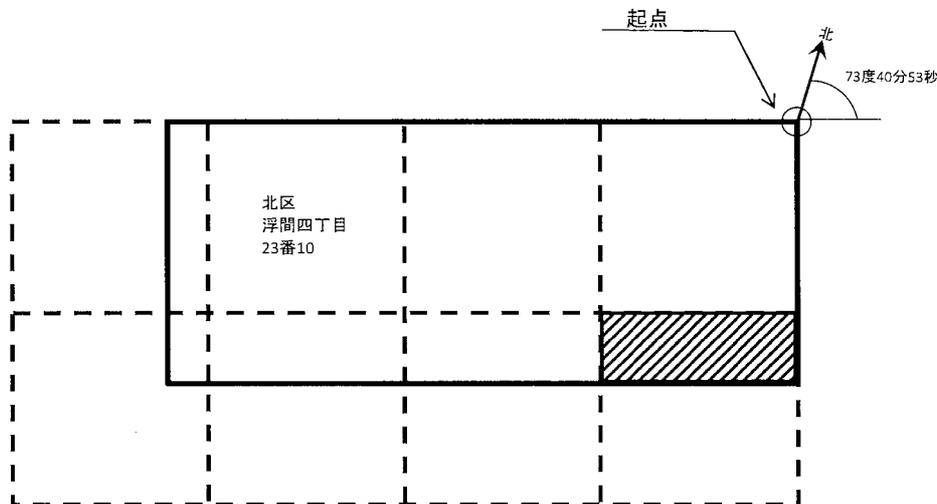
令和二年十一月四日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 指定を解除する区域 別図のとおり（北区浮間四丁目 地内）
- 二 土壌汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号。以下「規則」という。）第三十一条第一項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類 トリクロロエチレン、ふっ素及びその化合物並びにほう素及びその化合物
- 三 規則第三十一条第二項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類 鉛及びその化合物
- 四 講じられた汚染の除去等の措置 土壌汚染の除去

別 図

【起点】
起点は、北区浮間四丁目
23番10の最北端とする。



【凡例】

- 敷地境界
- ▨ 指定を解除する区域
- - - 単位区画

【格子の回転角度(73度40分53秒)】
格子の回転角度は、起点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、起点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

●東京都告示第千三百七十七号

国民健康保険法(昭和三十三年法律第九十二号)第二十七條第二項の規定により、東京都弁護士国民健康保険組合規約の一部変更について認可したので、国民健康保険法施行令(昭和三十三年政令第三百六十二号)第七條第二項の規定により、次のとおり告示する。

令和二年十一月四日

東京都知事 小池百合子

一 変更事項

組合の地区に係る事項

二 変更内容

組合の地区に群馬県館林市及び愛知県豊川市を加える。

三 規約の変更の認可の年月日

令和二年九月二十三日

告 示 (選)

●東京都選挙管理委員会告示第百三十八号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第六條第一項(同法第六條の三の規定によりその例によることとされる場合を含む。)の規定による政治団体の届出があったので、同法第七條の二第一項の規定により、その名称等を次のとおり公表する。

令和二年十一月四日

東京都選挙管理委員会

1 政党の支部

(1) 国会議員関係政治団体以外の政党の支部

政治団体の名称	代表者	会計責任者	主たる事務所の所在地	届出年月日	一以上の市町村等の区域を単位として設けられる支部
自由民主党東京都品川区第二十四支部	沢田 洋和	山口 裕詮	品川区東品川1-28-11	R2. 7. 21	○

2 政党及び政治資金団体以外の政治団体(その他の政治団体)

(1) 国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称	代表者	会計責任者	主たる事務所の所在地	届出年月日
新しい政治を考える会	堀 吉彰	堀 千代	墨田区吾妻橋1-23-30	R2. 7. 8
刑法39条を廃止する党	山瀬 和彦	山瀬 和彦	台東区上野7-3-9	R2. 7. 31
新党オリーブの木	溝口 晃一	浜武 振一	千代田区隼町2-12	R2. 7. 10
日本母親連盟東京都支部	岡村 弘樹	井上 彩	港区芝5-13-12	R2. 7. 20
渡部しゅうじ後援会	渡部 修士	渡部 明子	豊島区北大塚3-12-10	R2. 7. 30

1 政党の支部

政治団体の名称	代表者	異動事項	新	旧	異動年月日
公明党世田谷総支部	栗林 のり子	会計責任者の氏名	津上 仁志	高久 則男	R2. 7. 3
公明党立川総支部	伊藤 幸秀	会計責任者の氏名	門倉 正子	大澤 純一	R2. 7. 1
社会民主党杉並総支部	陸川 知威	主たる事務所の所在地	杉並区善福寺1-15-25	杉並区本天沼3-34-38	R2. 7. 10
		代表者の氏名	陸川 知威	市来 伴子	R2. 7. 10
自由民主党東海ときわ会東京支部	藤川 紳	会計責任者の氏名	蒲生 信二	松下 新	R2. 7. 1
自由民主党東京都荒川区第九支部	小坂 伸子	代表者の氏名	小坂 伸子	小坂 眞三	R2. 3. 16
自由民主党東京都建設支部	木下 賢司	主たる事務所の所在地	千代田区飯田橋1-4-1	千代田区飯田橋1-4-2	R2. 7. 3
		会計責任者の氏名	尾林 達成	安 和博	R2. 7. 3
自由民主党東京都自動車整備支部	片山 守	主たる事務所の所在地	江戸川区東葛西9-14-14	中野区新井4-6-7	R2. 7. 6
		代表者の氏名	片山 守	西村 健二	R2. 7. 6
自由民主党東京都調布市第二支部	林 明裕	会計責任者の氏名	矢幡 秀治	加藤 雄一	R2. 7. 21

2 政党及び政治資金団体以外の政治団体（その他の政治団体）

政治団体の名称	代表者	異動事項	新	旧	異動年月日
五十嵐ひろゆき後援会	木村 文治郎	主たる事務所の所在地	立川市曙町1-9-15	立川市曙町1-9-13	R2. 7. 15
井上たかし後援会	中村 項	主たる事務所の所在地	青梅市新町2-1-10	青梅市河辺町7-17-14	R2. 7. 10
岡村みきお後援会	岡村 幹雄	政治団体の名称	岡村みきお後援会	岡村みきお八王子未来の会	R2. 7. 7
岡本みつなり励ます会	友利 春久	会計責任者の氏名	清水 希一	上川 晃	R2. 4. 1
加藤功一と未来を紡ぐ会	加藤 功一	主たる事務所の所在地	狛江市猪方4-2-16	狛江市東和泉1-2-3	R2. 5. 1
国際勝共連合東京都本部	田知本 千秋	主たる事務所の所在地	新宿区市谷柳町26-1	新宿区北新宿4-7-14	R2. 7. 1
近衛しおみ後援会	宮田 ますみ	主たる事務所の所在地	杉並区成田西2-19-21	杉並区天沼2-11-14	R2. 4. 8
小林まさよし後援会	小林 正能	主たる事務所の所在地	武蔵野市西久保3-11-7	武蔵野市西久保3-18-11	H31. 4. 30

●東京都選挙管理委員会告示第百三十九号
政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第七

条第一項の規定による政治団体の届出事項の異動の届出があったので、同法第七条の二第一項の規定により、次のとおり公表する。

令和二年十一月四日

東京都選挙管理委員会

持続可能な都市政策研究会	加藤 功一	主たる事務所の所在地	狛江市猪方4-2-16	狛江市東和泉1-2-3	R2. 5. 1
芝浦会	金子 好彰	代表者の氏名	金子 好彰	大森 勇	R2. 3. 24
		会計責任者の氏名	河野 寿	鹿谷 健	R2. 3. 24
渋谷のぶゆき後援会	澁谷 信之	代表者の氏名	澁谷 信之	松村 俊夫	R2. 7. 30
常山会	荒井 昭一	会計責任者の氏名	齋藤 常男	田中 義男	R2. 3. 20
情報公開豊島	小池 裕樹	主たる事務所の所在地	豊島区南池袋3-11-18	豊島区高田1-10-4	R2. 7. 17
新宿を良くする会	李 小牧	主たる事務所の所在地	新宿区新宿7-27-3	新宿区歌舞伎町1-23-13	R2. 5. 19
		会計責任者の氏名	銀川 嘉美	日向 久美子	R2. 5. 19
東京都医師政治連盟浅草支部	堀 浩一朗	代表者の氏名	堀 浩一朗	佐々木 聡	R2. 6. 29
東京都自動車整備政治連盟	片山 守	代表者の氏名	片山 守	西村 健二	R2. 7. 6
東京都宅建政治連盟千代田中央支部	浅野 達哉	会計責任者の氏名	関口 雅之	松本 行司	R2. 5. 25
東京都宅建政治連盟武蔵野中央支部	井上 寛	会計責任者の氏名	須藤 吉章	千葉 宏昭	R2. 4. 27
豊島区薬剤師政治連盟	大澤 誠	会計責任者の氏名	江村 公良	毛塚 博行	R2. 6. 26
都市を考える会	森山 高至	主たる事務所の所在地	練馬区下石神井5-18-13	中央区明石町1-29	R2. 7. 16
日本で一番幸せなまち狛江を目指す会	雨宮 法男	代表者の氏名	雨宮 法男	荒井 克則	R2. 7. 27
		会計責任者の氏名	雨宮 法男	荒井 克則	R2. 7. 27
民主墨田の会	澁田 智秀	政治団体の名称	民主墨田の会	東京未来 渋田ちしゅう後援会	R2. 7. 17
山岸一生後援会	山岸 一生	公職の種類(第一号)	衆議院議員	参議院議員	R1. 12. 2
		公職の候補者の氏名及び公職の種類(第二号)	山岸 一生、衆議院議員	山岸 一生、参議院議員	R1. 12. 2
山根とみえ後援会	木崎 秀治	主たる事務所の所在地	あきる野市草花1814-5	あきる野市草花1106-3	R2. 7. 1
四谷税理士政治連盟	二上 光宏	代表者の氏名	二上 光宏	水上 岐	R2. 7. 2
李小牧後援会	李 小牧	主たる事務所の所在地	新宿区新宿7-27-3	新宿区歌舞伎町1-23-13	R2. 5. 19
		会計責任者の氏名	銀川 嘉美	日向 久美子	R2. 5. 19

備考 従来、東京都選挙管理委員会に届出がされていた日本国民党は、総務大臣に届出すべき政治団体となったものである。

●東京都選挙管理委員会告示第四百十号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第七
七条第一項の規定による政治団体の解散の届出があつた
で、同条第三項の規定により、その名称等を次のとおり
表す。

令和二年十一月四日

東京都選挙管理委員会

1 政党の支部

政治団体の名称	代表者	解散年月日
自由民主党東京都荒川区第九支部	小坂 伸子	R2. 7. 16
自由民主党東京都葛飾区第三十二支部	天野 友太	R2. 7. 27
自由民主党東京都品川区第三十一支部	杉山 錠士	R2. 7. 1
自由民主党東京都世田谷区第四十一支部	安部 弘幸	R1. 12. 31

2 その他の政治団体(政党及び政治資金団体以外の政治団体)

政治団体の名称	代表者	解散年月日
朝倉れい子後援会	朝倉 玲子	R2. 7. 1
あべ弘幸後援会	原田 不二雄	R1. 12. 31
市来とも子とともに歩む会	市来 伴子	H31. 4. 13
大田区を、未来につなごう。	岸 泰裕	R2. 7. 14
オレンジ運動杉並会	山下 和明	R1. 12. 31
加藤ひろしを育てる会	加藤 良彦	R2. 6. 25
門脇みつる後援会	中間 真吾	R2. 6. 10
君のキャリアを市政が必要とする会	佐々木 美智子	R2. 7. 1
斉藤しげひと後援会	斉藤 重仁	R1. 6. 1
佐藤まり後援会	佐藤 真理	H31. 3. 30
新宿ファーストの会	田中 ゆきえ	R2. 7. 10
真の議会制民主主義をつくる会	渡邊 浩一郎	R2. 7. 3
杉本英二後援会	杉本 英二	R2. 5. 28

杉山ジョージ後援会	田澤 悟郎	R2.	7.	1
住み続けたいまち、千代田の会	星野 梓	R2.	6.	30
長島洋平を支援する会	長島 洋平	R2.	7.	14
西川ひろし後援会	西川 廣	R2.	6.	30
練馬創生の会	中間 真吾	R2.	6.	10
ひびきやつばさと歩む会	響谷 翼	R2.	7.	14
仏教党	三浦 久雄	R1.	12.	31
星野あずさ後援会	星野 梓	R2.	6.	30
堀よしあき後援会	堀 吉彰	R2.	7.	8
松浦貴昌を応援する会	松浦 貴昌	R2.	7.	1
みんなの笑顔をつくる会	福島 里奈	R1.	12.	31
山下かずあき後援会	山下 和明	R1.	12.	31
立法研究会	中島 甲子郎	R2.	7.	27
若い力。	堀 吉彰	R2.	7.	8
渡辺たつや後援会	渡邊 達也	R2.	7.	10

●東京都選挙管理委員会告示第百四十一号
 政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第九
 九条第二項の規定による資金管理団体の指定の届出があつ
 たので、同法第十九条の二第一項の規定により、その名称
 等を次のとおり公表する。

令和二年十一月四日

東京都選挙管理委員会

資金管理団体の届出 をした者(代表者) の氏名	公職の種類	資金管理団体の名称	主たる事務所の所在地	指定年月日
小幡 和仁	市議会議員	おばた和仁後援会	三鷹市上連雀6-4-1	R1. 5. 1
堀 吉彰	区議会議員	新しい政治を考える会	墨田区吾妻橋1-23-30	R2. 7. 8

●東京都選挙管理委員会告示第百四十二号
 政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第十
 九条第三項第三号の規定による資金管理団体の届出事項の
 異動の届出があつたので、同法第十九条の二第一項の規定
 により、次のとおり公表する。

令和二年十一月四日

東京都選挙管理委員会

資金管理団体の届出をした者の氏名	資金管理団体の名称	異動事項	新	旧	異動年月日
鮎川 有祐	鮎川ゆうすけ後援会	公職の種類	市議会議員	市議会議員、市長	H30. 7. 1
岡村 幹雄	岡村みきお後援会	政治団体の名称	岡村みきお後援会	岡村みきお八王子未来の会	R2. 7. 7
加藤 功一	持続可能な都市政策研究会	主たる事務所の所在地	狛江市猪方4-2-16	狛江市東和泉1-2-3	R2. 5. 1
澁田 智秀	民主墨田の会	政治団体の名称	民主墨田の会	東京未来 澁田ちしゅう後援会	R2. 7. 17
林 明裕	林明裕をささえる会	公職の種類	都議会議員	市議会議員	R2. 6. 26
山岸 一生	山岸一生後援会	公職の種類	衆議院議員	参議院議員	R1. 12. 2
李 小牧	新宿を良くする会	主たる事務所の所在地	新宿区新宿7-27-3	新宿区歌舞伎町1-23-13	R2. 5. 19

●東京都選挙管理委員会告示第百四十三号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十条第三項第二号の規定による資金管理団体でなくなった旨の届出があつたので、同法第十九条の二第一項の規定により、次のとおり公表する。

令和二年十一月四日

東京都選挙管理委員会

1 法第19条第3項第2号による届出

資金管理団体の届出をした者の氏名	資金管理団体の名称	資金管理団体でなくなった年月日
市来 伴子	市来とも子とともに歩む会	H31. 4. 13
佐藤 真理	佐藤まり後援会	H31. 3. 30
星野 梓	星野あずさ後援会	R2. 6. 30
堀 吉彰	堀よしあき後援会	R2. 7. 8
山下 和明	山下かずあき後援会	R1. 12. 31

●東京都選挙管理委員会告示第百四十四号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第百九十四号)第六
条第一項(同法第六条の三の規定によりその例によること
とされる場合を含む。)の規定による政治団体の届出があ
ったので、同法第七条の二第一項の規定により、その名称
等を次のとおり公表する。

令和二年十一月四日

東京都選挙管理委員会

1 政党の支部

(1) 法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体とみなされる政党の支部

政治団体の名称	代表者	会計責任者	主たる事務所の所在地	届出年月日	一以上の市町村等の区域を単位として設けられる支部	公職の種類 (第1号)
日本維新の会衆議院東京都第15選挙区支部	金澤 結衣	金澤 清隆	江東区三好4-7-21	R2. 5. 21	○	衆議院議員

備考 従来、日本維新の会衆議院東京都第15選挙区支部は総務大臣に届出がされていたが、東京都選挙管理委員会に届出すべき政治団体となったものである。

(2) 国会議員関係政治団体以外の政党の支部

政治団体の名称	代表者	会計責任者	主たる事務所の所在地	届出年月日	一以上の市町村等の区域を単位として設けられる支部
自由民主党東京都清瀬市第二支部	澁谷 信之	竹下 道成	清瀬市中里3-947	R2. 8. 6	○
自由民主党東京都小金井市第四支部	坂根 真木	富永 陽	小金井市本町1-8-9	R2. 8. 11	○
自由民主党東京都西東京市第三支部	濱中 義豊	本橋 文平	西東京市田無町2-17-8	R2. 8. 18	○

2 政党及び政治資金団体以外の政治団体（その他の政治団体）

(1) 法第19条の7第1項第1号及び第2号に係る国会議員関係政治団体

政治団体の名称	代表者	会計責任者	主たる事務所の所在地	届出年月日	公職の種類 (第1号)	公職の候補者の氏名及び公職の種類 (第2号)
青の会	青柳 雅之	山崎 泰	台東区番門1-12-12	R2. 8. 27	衆議院議員	青柳 雅之、衆議院議員

(2) 国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称	代表者	会計責任者	主たる事務所の所在地	届出年月日
石橋まさし後援会	石橋 正史	石橋 友美	豊島区西巢鴨4-12-8	R2. 8. 18
自治体アカデミー東京	山村 明嗣	津田 智紀	品川区東五反田5-2-37	R2. 8. 18
東京都改革協議会	近藤 一浩	北條 博一	千代田区永田町1-11-1	R2. 8. 25
新島つねお後援会	新島 恒雄	菅原 清昭	江東区亀戸7-45-6	R2. 8. 18

1 政党の支部

政治団体の名称	代表者	異動事項	新	旧	異動年月日
自由民主党杉並総支部	石原 伸晃	主たる事務所の所在地	杉並区成田東4-39-10	杉並区阿佐谷南1-14-20	R2. 8. 24
自由民主党世田谷総支部	三宅 茂樹	代表者の氏名	三宅 茂樹	小畑 敏雄	R2. 8. 1
自由民主党東京都北区第三十支部	渡邊 嘉浩	会計責任者の氏名	渡邊 富衣	篠塚 克己	R2. 8. 13
自由民主党東京都第八選挙区支部	石原 伸晃	主たる事務所の所在地	杉並区成田東4-39-10	杉並区阿佐谷南1-14-20	R2. 8. 24
自由民主党町田総支部	吉原 修	会計責任者の氏名	松岡 みゆき	小野寺 明	R2. 8. 13
立憲民主党東京都参議院選挙区第1総支部	齊藤 蓮舫	代表者の氏名	齊藤 蓮舫	村田 蓮舫	R2. 8. 7

2 政党及び政治資金団体以外の政治団体(その他の政治団体)

政治団体の名称	代表者	異動事項	新	旧	異動年月日
川田龍平を応援する会	汐見 稔幸	会計責任者の氏名	石井 恵子	篠崎 健太	R2. 8. 31
葵龍会	加治 章	会計責任者の氏名	石井 恵子	篠崎 健太	R2. 8. 31
正文会	田淵 正文	国会議員関係政治団体の区分	法第十九条の七第一項第一号及び第二号に係る国会議員関係政治団体	国会議員関係政治団体以外の政治団体	R2. 5. 20
		公職の種類(第一号)	衆議院議員		R2. 5. 20
		公職の候補者の氏名及び公職の種類(第二号)	田淵 正文、衆議院議員		R2. 5. 20
東京都医師政治連盟練馬支部	伊藤 大介	会計責任者の氏名	歌橋 和哉	能登 信孝	R2. 6. 26
東京都医師政治連盟東久留米支部	熊野 雄一	主たる事務所の所在地	東久留米市学園町2-11-14	東久留米市東本町8-9	R2. 7. 28
		代表者の氏名	熊野 雄一	石橋 幸滋	R2. 7. 28
東京都歯科医師連盟玉川支部	冨塚 高利	会計責任者の氏名	蒔田 裕	日高 俊之	R2. 8. 1
都議会自由民主党	山崎 一輝	主たる事務所の所在地	江東区南砂2-28-15	大田区中央2-22-18	R2. 8. 1
		代表者の氏名	山崎 一輝	鈴木 章浩	R2. 8. 1
豊島区歯科医師連盟	西村 昭彦	主たる事務所の所在地	豊島区上池袋3-38-5	豊島区巣鴨1-10-11	R2. 6. 20
		代表者の氏名	西村 昭彦	小野島 和彦	R2. 6. 20

●東京都選挙管理委員会告示第百四十五号
政治資金規正法(昭和二十三年法律第百九十四号) 第七

条第一項の規定による政治団体の届出事項の異動の届出があったので、同法第七条の二第一項の規定により、次のとおり公表する。

令和二年十一月四日

東京都選挙管理委員会

練馬区医師政治連盟	伊藤 大介	会計責任者の氏名	歌橋 和哉	能登 信孝	R2. 6. 26
橋本祐幸後援会	篠崎 久美	主たる事務所の所在地	板橋区栄町 8-1-5	板橋区板橋 2-4-1-9	R2. 8. 18
		代表者の氏名	篠崎 久美	橋本 祐幸	R2. 8. 18
		会計責任者の氏名	橋本 祐一郎	青木 悦夫	R2. 8. 18
橋本ゆき後援連盟	橋本 侑樹	主たる事務所の所在地	渋谷区神南 1-6-5	渋谷区神宮前 6-2-7-4	R2. 8. 1
早川和江後援会	真利子 伊知郎	会計責任者の氏名	早川 ひとみ	飯田 栄一	H31. 4. 10
矢口まゆ後援会	矢口 真由	主たる事務所の所在地	町田市南町田 1-4-9	町田市南町田 3-4-6-3	R2. 8. 14
山口幸一郎励ます会	山口 幸一郎	主たる事務所の所在地	荒川区町屋 1-2-8-1 1	荒川区町屋 7-1-6-3	R2. 8. 24
蓮舫後援会	齊藤 蓮舫	代表者の氏名	齊藤 蓮舫	村田 蓮舫	R2. 8. 7
		公職の候補者の氏名及び公職の種類（第二号）	齊藤 蓮舫、参議院議員	村田 蓮舫、参議院議員	R2. 8. 7
渡辺かつひろ後援会	鵜ノ澤 隆行	会計責任者の氏名	渡邊 富衣	篠塚 克己	R2. 8. 13

●東京都選挙管理委員会告示第百四十六号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第七條第一項の規定による政治団体の解散の届出があったので、同条第三項の規定により、その名称等を次のとおり公表する。

令和二年十一月四日

東京都選挙管理委員会

1 政党の支部

政治団体の名称	代表者	解散年月日
自由民主党東京都三鷹市第2支部	吉野 利明	R2. 7. 31

2 その他の政治団体(政党及び政治資金団体以外の政治団体)

政治団体の名称	代表者	解散年月日
情報公開まちだ	矢口 真由	R2. 8. 12
豊島区YouTuber笹谷ゆうやファンクラブ	笹谷 侑矢	R2. 8. 10
新島つねお後援会	新島 恒雄	R2. 8. 1
早川和江後援会	真利子 伊知郎	R2. 7. 31
吉野利明後援会	吉野 利明	R2. 7. 31

●東京都選挙管理委員会告示第百四十七号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第九
九条第二項の規定による資金管理団体の指定の届出があつ
たので、同法第十九条の二第一項の規定により、その名称
等を次のとおり公表する。

令和二年十一月四日

東京都選挙管理委員会

資金管理団体の届出をした者（代表者）の氏名	公職の種類	資金管理団体の名称	主たる事務所の所在地	指定年月日
青柳 雅之	区議会議員、 衆議院議員	青の会	台東区雷門1-12-12	R2. 8. 10
金澤 結衣	衆議院議員	金澤ゆい後援会	江東区三好4-7-21	R2. 5. 11
山村 明嗣	都議会議員	自治体アカデミー東京	品川区東五反田5-2-37	R2. 8. 18

●東京都選挙管理委員会告示第四百十八号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十九条第三項第三号の規定による資金管理団体の届出事項の異動の届出があったので、同法第十九条の二第一項の規定により、次のとおり公表する。

令和二年十一月四日

東京都選挙管理委員会

資金管理団体の届出をした者の氏名	資金管理団体の名称	異動事項	新	旧	異動年月日
小澤 佳奈子	やまだ加奈子後援会	公職の種類	都議会議員	区議会議員	R2. 6. 26
齊藤 蓮舫	蓮舫後援会	代表者の氏名	齊藤 蓮舫	村田 蓮舫	R2. 8. 7
橋本 侑樹	橋本ゆき後援連盟	主たる事務所の所在地	渋谷区神南1-6-5	渋谷区神宮前6-27-4	R2. 8. 1
矢口 真由	矢口まゆ後援会	主たる事務所の所在地	町田市南町田1-4-9	町田市南町田3-46-3	R2. 8. 14
山口 幸一郎	山口幸一郎励ます会	主たる事務所の所在地	荒川区町屋1-28-11	荒川区町屋7-16-3	R2. 8. 24

●東京都選挙管理委員会告示第百四十九号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第九
九条第三項第一号の規定による資金管理団体の指定の取消
し及び同項第二号の規定による資金管理団体でなくなった
旨の届出があつたので、同法第十九条の二第一項の規定に
より、次のとおり公表する。

令和二年十一月四日

東京都選挙管理委員会

1 法第19条第3項第1号による届出

資金管理団体の届出をした者の氏名	資金管理団体の名称	取消年月日
布谷 和代	ぬのや和代後援会	R2. 8. 11

2 法第19条第3項第2号による届出

資金管理団体の届出をした者の氏名	資金管理団体の名称	資金管理団体でなくなった年月日
大西 智	大西さるとと歩む会	R2. 6. 26
笹谷 侑矢	豊島区YouTuber笹谷ゆうやファンクラブ	R2. 8. 10
渡邊 武	中野総合政策研究所	R2. 3. 31

公 告

開発行為に関する工事の完了について
 都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事は、完了した。

令和二年十一月四日

東京都多摩建築指導事務所長

浅 井 勉

開発区域又は工区に含まれる地域の名称 許可を受けた者の住所及び氏名

立川市上砂町三丁目三十七番 東大和市上北台三丁目四百二及び同番二十三 十一番地一

株式会社ティエラ 代表取締役 東宮 博士

大規模小売店舗立地法に基づく意見の概要について

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第一項の規定により大規模小売店舗の届出の公告に係る意見を聴取したので、同条第三項の規定により次のとおり意見の概要を公告し、当該意見を縦覧に供する。

令和二年十一月四日

東京都知事 小 池 百合子

一 店舗名 テルミナ2

二 店舗所在地 墨田区錦糸一丁目二番四十七号

三 設置者名 株式会社錦糸町ステーションビル

四 意見

ア 聴取者 墨田区長

イ 概要 意見なし

ウ 収受日 令和二年十月十三日

五 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業振興課
(新宿区西新宿二丁目八番一号)

六 縦覧期間 令和二年十一月四日から同年十二月四日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。

七 縦覧時間 午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。

正 誤

○令和元年九月六日付東京都公告

ページ一段一行一誤一正

二五下 一四 東京都市計画 東京都市計画特

地区 高層階住居専用 別用途地区

発行 東京都
東京都新宿区西新宿二丁目八番一
号
電話 〇三(五三三二)一一一一(代)

郵便番号 163-8001

定価 本号
一箇月 五〇円
六、六〇〇円
(郵送料を含む。)

印刷所 勝美印刷株式会社
東京都文京区白山一丁目十三番七号
電話 〇三(三八二二)五二〇一(代)

郵便番号 113-0001

